

# 「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画

当社は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、次世代育成支援対策として「一般事業主行動計画」を策定いたしました。社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることにより、その能力を十分に発揮できるよう、取り組んでおります。

## 計画期間

2020年4月1日から2025年3月31日

## 内容

### 1. 三歳以上の子を養育する労働者に対する短時間勤務制度の実施

・短時間勤務を希望する従業員等が申し出ることにより、子が小学校就学の始期に達するまでの間、短時間勤務をすることができる制度を引き続き、実施します。

### 2. 所定外労働の削減のための措置の実施

・週1回のノー残業デーを引き続き、実施します。

### 3. 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

・有給休暇を取得しやすい職場環境を維持するため、2006年度に制度化した有給休暇取得促進制度を引き続き実施します。